

# 第30回 壬生町農業委員会総会 議事録

令和4年12月20日（火）【午前10時00分開会】

1. 開催日時 令和4年12月20日（火）午前10時00分から午前10時55分

2. 開催場所 壬生町役場 101会議室

3. 出席委員 10人

会長 10番 梁島 源智

会長職務代理者 5番 篠原 正明

委員 1番 刀川 正己、2番 大橋 好一、3番 高橋 敏雄 4番 大関 孝男

6番 高橋 宏治、7番 琴寄 成人、8番 清水 利通、9番 早乙女 誠

4. 参集推進委員

鈴木進吉推進委員

5. 議事日程

開 会

議事録署名委員の指名

会議書記の指名

日程第1 会務報告について

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について

日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について

日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について

日程第5 議案第4号 壬生町農用地利用集積計画の件について

日程第6 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の件について

日程第7 報告第2号 農地法第4条の規定による届出の件について

日程第8 報告第3号 農地法第5条の規定による届出の件について

その他 事務連絡

閉 会

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 田中貴子、 齋藤純一主任、 主事 松本ひなた

7. 会議の概要

令和4年12月20日（火）【午前10時00分開会】

- 局長 では、定刻になりましたので、第30回壬生町農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は10名です。また、鈴木 進吉推進委員にも出席をいただい

ております。総会の定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。  
それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

○会長 皆さんあらためましておはようございます。毎日寒い日が続きまして、今、大寒波が来ております。新潟、福島など大雪で国道が遮断されたり、多分農業被害も出ているだろうと想像されます。これからもっと寒くなって、この辺りも雪の心配がございしますが、自然災害のないよい年を迎えられればと思います。

今日の日本農業新聞の第一面に載っていましたが、2023年度、いよいよ地域計画の策定を農林水産省と自治体が後押しをしていく形で始まります。農地の利用者ごとに集約した将来像、目標地図を作成するといった記事が掲載されておりました。いよいよ来年は改選もありますし、このような仕事もありますので、農業委員さん、推進委員さんがますます活躍されることと思います。

今日の総会は、全員の出席をいただきましたので、皆様のご協力をいただきながら進めていきますのでよろしくをお願いいたします。

●局長 ありがとうございます。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長をお願いいたします。

○議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長 それでは、3番 高橋 敏男 委員、4番 大関 孝男 委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の齋藤主任をお願いいたします。

○議長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局長より報告をお願いします。

●局長 記載のとおり報告  
会務報告を申し上げます。議案書1ページをご覧ください。

11月28日 月曜日 常設審議委員会がとちぎアグリプラザで行われ、梁島源智会長が出席いたしました。

11月29日 火曜日 壬生町農業振興地域整備促進協議会が、役場101会議室で行われ、梁島源智会長、篠原正明職務代理、大橋好一農業委員、認定農業者協議会より鈴木進吉推進委員が出席いたしました。

12月1日 木曜日 全国農業委員会会長代表者集会及び国会議員要請活動が、銀座ブロッサム中央会館及び衆議院議員会館で行われ、梁島源智会長と私が出席いたしました。

12月6日 火曜日 農業委員会忘年会を、栃木市の「肉にふきあげ」で開催い

たしました。農業委員9名、農地利用最適化推進委員12名、事務局より宇賀神尚係長、齋藤純一主任と私が参加いたしました。

12月12日 月曜日 農業委員・農地利用最適化推進委員研修会が、宇都宮市文化会館大ホールで行われ、農業委員9名、農地利用最適化推進委員14名と松本ひなた主事が参加いたしました。

12月15日 木曜日 農地法第5条許可申請に伴う現地調査委員会が、役場101会議室と現地において行われ、清水利通農業委員、高橋宏治農業委員、琴寄成人農業委員、戸崎浅一推進委員、宇賀神尚係長、齋藤純一主任と私が出席いたしました。

以上になります。

○議長 ありがとうございます。ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

○議長 特に発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。

---

○議長 次に、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明〔齋藤主任〕

それでは、議案書2ページからの議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」、ご説明いたします。12月5日、月曜日締切りの時点で、5件の申請がございました。議案に従いまして第1項から順にご説明いたします。

第1項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (栃木市) 自作地 4㌥

譲受人 \_\_\_\_\_ (台坪) 自作地 84㌥ 借受地 8㌥ 貸付地 27㌥

(土地の表示)

壬生町大字藤井字 \_\_\_\_\_ 畑 495㎡

贈与による所有権移転 稼動 3人

第2項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (鯉沼) 自作地 80㌥ 貸付地 23㌥

譲受人 \_\_\_\_\_ (鯉沼) 自作地 330㌥ 借受地 211㌥

(土地の表示)

壬生町大字福和田字 \_\_\_\_\_ 田 2677㎡

壬生町大字福和田字 \_\_\_\_\_ 田 962㎡

合計 3 6 3 9 m<sup>2</sup>

売買による所有権移転 \_\_\_\_\_円 稼働 4人

第3項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (上田) 自作地 3 2 ㍎ 貸付地 1 3 2 ㍎  
 譲受人 \_\_\_\_\_ (上田) 自作地 1 8 8 ㍎ 貸付地 2 4 2 ㍎

(土地の表示)

|                |    |                        |
|----------------|----|------------------------|
| 壬生町大字上田字 _____ | 畑  | 2 2 5 6 m <sup>2</sup> |
| 壬生町大字上田字 _____ | 畑  | 1 1 9 m <sup>2</sup>   |
| 壬生町大字上田字 _____ | 畑  | 2 7 4 m <sup>2</sup>   |
| 壬生町大字上田字 _____ | 畑  | 4 9 2 m <sup>2</sup>   |
| 壬生町大字上田字 _____ | 畑  | 1 0 5 m <sup>2</sup>   |
|                | 合計 | 3 2 4 6 m <sup>2</sup> |

売買による所有権移転 \_\_\_\_\_円 稼働 2人

第4項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (上町) 自作地 2 1 7 ㍎ 貸付地 4 ㍎  
 譲受人 \_\_\_\_\_ (上町) 自作地 3 3 0 ㍎

(土地の表示)

|                 |    |                        |
|-----------------|----|------------------------|
| 壬生町大字上稲葉字 _____ | 田  | 4 3 3 8 m <sup>2</sup> |
| 壬生町大字上稲葉字 _____ | 田  | 5 0 0 m <sup>2</sup>   |
| 壬生町大字上稲葉字 _____ | 田  | 5 6 m <sup>2</sup>     |
|                 | 合計 | 4 8 9 4 m <sup>2</sup> |

売買による所有権移転 \_\_\_\_\_円 稼働 3人

第5項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (上町) 自作地 2 6 ㍎ 借受地 9 ㍎  
 譲受人 \_\_\_\_\_ (下町) 自作地 3 1 3 ㍎ 借受地 1 9 ㍎ 貸付地 6 8 ㍎

(土地の表示)

|                 |    |                        |
|-----------------|----|------------------------|
| 壬生町大字上稲葉字 _____ | 田  | 8 0 0 m <sup>2</sup>   |
| 壬生町大字上稲葉字 _____ | 田  | 5 0 2 m <sup>2</sup>   |
| 壬生町大字上稲葉字 _____ | 田  | 4 8 5 m <sup>2</sup>   |
| 壬生町大字上稲葉字 _____ | 田  | 4 9 9 m <sup>2</sup>   |
|                 | 合計 | 2 2 8 6 m <sup>2</sup> |

売買による所有権移転 \_\_\_\_\_円 稼働 7人

以上、第1項から第5項案件につきまして、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、同第4号の農業常時従事要件、同第5号の下限面積要件について、申請書及び添付書類・農地台帳等により確認いたしました。いずれも要件を満たしておりました。以上でございます。

○議長 ありがとうございます。それでは、第1項案件を議題といたします。  
ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに  
補足説明をお願いいたします。

○議長 9番 早乙女 誠 委員

●9番 早乙女 誠 委員（1項の現地調査の結果並びに補足説明）

農地法第3条、第1項について説明いたします。

この1項案件は12月13日、午前10時より、大関孝男農業委員、地区担当の  
鈴木進吉推進委員、譲受人の \_\_\_\_\_さんと私で現地確認をしてまいりました。現  
地の譲渡人\_\_\_\_\_さんは、譲受人\_\_\_\_さんの弟にあたります。チェック項目の7  
項目に関しても問題がなかったことを報告いたします。

1項案件審議よろしく申し上げます。

○議長 ありがとうございます。それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただ  
いまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について、  
原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第2項案件を議題といたします。

先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補  
足説明をお願いいたします。

○議長 3番 高橋 敏男 委員

●3番 高橋 敏男 委員（2項の現地調査の結果並びに補足説明）

2項案件について報告いたします。去る12月13日に譲受人\_\_\_\_\_氏の立  
ち合いで、農業委員 大橋好一さん、鈴木良一農地利用最適化推進委員とともに現  
地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので報告いたしま  
す。

チェックシートに従い1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問  
題の生ずる恐れはなく、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たして

おりました。審議よろしく申し上げます。

○議長 ありがとうございます。それでは、第2項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第3項案件を議題といたします。

先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 4番 大関 孝男 委員

●4番 大関 孝男 委員 (3項の現地調査の結果並びに補足説明)

3項案件について、去る12月11日に譲受人\_\_\_\_\_氏妻、\_\_\_\_\_氏立会いのもと、農業委員の篠原正明氏、推進委員の廣澤薫氏とともに、現地調査を行い、周辺地域の関係について現地確認いたしましたので、ご報告いたします。チェックシートに従い1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れはなく、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしております。ご審議よろしく申し上げます。

○議長 ありがとうございます。それでは、第3項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 1番 刀川正己 委員

●1番 刀川 正己 委員

これは、価格が\_\_\_万円とありますが、全部で\_\_\_万円なのですか。

●4番 大関 孝男 委員

全部です。

○議長 他にございますか。それでは採決いたします。議案第1号第3項について、原案

のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第3項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第4項案件を議題といたします。

先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 7番 琴寄 成人 委員

●7番 琴寄 成人 委員(4項の現地調査の結果並びに補足説明)

4項案件について説明いたします。去る12月11日に私と高橋宏治農業委員、賀長紀好推進委員と譲受人 \_\_\_\_\_さんの立会いのもと、チェックシートに基づき確認してまいりました。何ら問題の生ずる恐れが無いと思われますので、ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第4項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 これは、まとまっている農地で安いというのは、砂利を採取したところですか。

●7番 琴寄 成人 委員  
砂利を採取したところです。

○議長 他にございますか。それでは採決いたします。議案第1号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第4項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第5項案件を議題といたします。

先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

なお本案件は、琴寄成人委員の親族が譲受人となる案件となるため、農業委員会法第31条の規定により議事参与が制限されますので、当該事案の議事にあたり、琴寄委員は退席することになります。

○議長 琴寄成人委員は、退席をお願いします。

(琴寄委員 退席)

○議長 それでは、3番 高橋 敏男 委員

●3番 高橋 敏男 委員(5項の現地調査の結果並びに補足説明)

報告いたします。5項案件について、去る12月14日に譲受人 \_\_\_\_\_氏立会いのもと、農業委員、清水利通さん、賀長紀好農地利用最適化推進委員とともに、現地調査を行い、周辺地域の関係について現地確認いたしましたので、ご報告いたします。チェックシートに従い1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れはなく、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。ご審議よろしくお願いたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第5項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第5は、原案のとおり決定いたしました。琴寄委員は、席にお戻りください。

(琴寄委員 着席)

---

○議長 次に、日程第3の議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明〔齋藤主任〕

それでは議案書4ページの、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」、ご説明いたします。12月5日、月曜日の締切り時点で4件の申請がございました。議案に従いまして説明いたします。

第1項



賃貸人 \_\_\_\_\_ (東原)  
賃借人 \_\_\_\_\_ (下野市)  
(土地の表示)

壬生町大字福和田字 \_\_\_\_\_ 畑 1 0 1 2 m<sup>2</sup>  
園芸用土採取 5 か月間の賃借権設定

こちらの案件は、事業計画変更申請の第1項案件と同一事業であります。申請地の所有者から土採取の依頼を受けたことから、事業区域を拡張することとなりました。拡張部分の新規申請と、区域拡張による変更申請となっております。

#### 第2項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (安塚二)  
譲受人 \_\_\_\_\_ (下野市)  
(土地の表示)

壬生町大字安塚字 \_\_\_\_\_ 田 4 9 5 m<sup>2</sup>  
自己用住宅敷地 売買による所有権移転

#### 第3項

賃貸人 \_\_\_\_\_ (鹿沼市)  
\_\_\_\_\_ (鹿沼市)  
\_\_\_\_\_ (鹿沼市)  
賃借人 \_\_\_\_\_ (下野市)  
(土地の表示)

壬生町大字羽生田字 \_\_\_\_\_ 畑 6 0 1 m<sup>2</sup>  
壬生町大字羽生田字 \_\_\_\_\_ 畑 5 4 8 m<sup>2</sup>  
壬生町大字羽生田字 \_\_\_\_\_ 畑 6 0 1 m<sup>2</sup>  
壬生町大字羽生田字 \_\_\_\_\_ 畑 6 1 4 m<sup>2</sup>  
合計 2 3 6 4 m<sup>2</sup>

園芸用土採取 1年間の賃借権設定

#### 第4項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (国谷本田)  
譲受人 \_\_\_\_\_ (宇都宮市)  
(土地の表示)

壬生町大字国谷字 \_\_\_\_\_ 田 7 5 4 m<sup>2</sup>  
自動車置場敷地 売買による所有権移転

説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る12月15日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、

調査委員長の8番 清水 利通 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●8番 清水 利通 委員 (1項案件について報告)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については12月15日 木曜日に私と 高橋宏治農業委員、琴寄成人農業委員、戸崎浅一推進委員、田中貴子事務局長、宇賀神尚係長、齋藤純一主任の7名で調査いたしました。

第1項の案件についてご報告します。

申請地は\_\_\_\_\_から東に約100mに位置する農地で、農振農用地に該当します。

事業計画書によると、農地から1m、道路から2mの保安距離を確保し、周囲には防護ネット等を施します。最大3.5mを掘削し、保安角度を45度取る計画となっております。採取した園芸用土は、鹿沼市内の園芸業者に出荷する予定で、埋戻しの用土については宇都宮市内の\_\_\_\_\_から調達予定であります。事業資金\_\_\_\_\_万円については自己資金で対応します。

以上のことから、農振農用地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、現地調査において保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることにについて厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第2項案件について調査委員長から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●8番 清水 利通 委員 (2項案件について報告)

次に第2項の案件についてご報告します。

申請地は、\_\_\_\_\_から南西に約400mに位置する農地で、第2種農地に該当します。

事業計画書によると、申請人は、現在下野市内のアパートで生活していますが、子供が産まれる予定があり、現在の住まいが手狭になることから戸建住宅の建築を検討していました。子育ての面や将来親の面倒を見ることも考え、実家近くの申請地を最適地として選定したとのこと。給水は町水道を利用し、汚水・雑排水は公共下水道に接続、雨水は敷地内 自然浸透処理の予定です。なお、事業資金\_\_\_\_\_万円は金融機関からの融資で対応します。また、開発許可については、県 都市計画課との協議が済んでおります。

以上のことから、第2種農地であり、土地選定経過において代替性もないため、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に第3項案件について調査委員長から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●8番 清水 利通 委員 (3項案件について報告)

次に第3項の案件についてご報告します。

申請地は、\_\_\_\_\_の西に位置する農地で、農振農用地に該当します。

事業計画書によると、農地から1m、道路から2mの保安距離を確保し、周囲には防護ネット等を施します。最大4mを掘削し、保安角度を45度取る計画になっております。採取した園芸用土は、鹿沼市内の園芸業者に出荷する予定で、埋戻しの用土については鹿沼市内の\_\_\_\_\_から調達予定であります。事業資金\_\_\_\_\_万円については自己資金で対応します。

以上のことから、園芸用土採取のための一時転用であり、現地調査において保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることについて厳重に指導し、借借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第3項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に第4項案件について調査委員長から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●8番 清水 利通 委員 (4項案件について報告)

次に、第4項の案件についてご報告します。

申請地は、\_\_\_\_\_から南に約200mに位置する農地で、第2種農地に該当します。

事業計画書によると、申請人は中古自動車の販売及びレンタカーの貸出をしておりますが、トラック等の買取りも行うこととなり、新たな車両置場が必要となったことから、今回の申請に至ったとのこと。申請地は、十分なスペースを確保でき、大型車の出入りができる道路幅となっており、利便性が良いことから最適地として選定したとのこと。事業資金\_\_\_\_\_万円については自己資金で対応します。

以上のことから、第2種農地であり、土地選定経過において代替性もないため、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第4項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に日程第4 議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

●事務局 議案書の朗読と説明（齋藤主任）

それでは議案書5ページの、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」、ご説明いたします。12月5日、月曜日の締切り時点で2件の申請が出されました。議案に従いまして説明いたします。

第1項

賃貸人 \_\_\_\_\_ (東原)  
\_\_\_\_\_ (助谷)  
\_\_\_\_\_ (助谷原)  
\_\_\_\_\_ (東原)  
\_\_\_\_\_ (東原)  
\_\_\_\_\_ (東原)  
賃借人 \_\_\_\_\_ (下野市)

(土地の表示)

|                 |    |                        |
|-----------------|----|------------------------|
| 壬生町大字福和田字 _____ | 畑  | 9 6 8 m <sup>2</sup>   |
| 壬生町大字福和田字 _____ | 畑  | 1 0 1 1 m <sup>2</sup> |
| 壬生町大字福和田字 _____ | 畑  | 9 4 5 m <sup>2</sup>   |
| 壬生町大字福和田字 _____ | 畑  | 9 6 5 m <sup>2</sup>   |
| 壬生町大字福和田字 _____ | 畑  | 9 2 5 m <sup>2</sup>   |
| 壬生町大字福和田字 _____ | 畑  | 8 6 9 m <sup>2</sup>   |
| 壬生町大字福和田字 _____ | 畑  | 1 0 1 2 m <sup>2</sup> |
|                 | 合計 | 6 6 9 5 m <sup>2</sup> |

令和4年5月27日付 園芸用土採取を目的とした、一時転用許可

令和4年8月23日付 事業区域拡張の許可

今回は、申請地の周辺土地所有者から採取依頼を受け、事業区域拡張の変更申請

第2項

賃貸人 \_\_\_\_\_ (東原)  
賃借人 \_\_\_\_\_ (上三川町)

(土地の表示)

|                 |   |                      |
|-----------------|---|----------------------|
| 壬生町大字福和田字 _____ | 畑 | 8 1 9 m <sup>2</sup> |
|-----------------|---|----------------------|

|                |    |          |
|----------------|----|----------|
| 壬生町大字福和田字_____ | 畑  | 796㎡     |
| 壬生町大字福和田字_____ | 畑  | 786㎡     |
| 壬生町大字福和田字_____ | 畑  | 786㎡     |
| 壬生町大字福和田字_____ | 畑  | 1537.71㎡ |
| 壬生町大字福和田字_____ | 畑  | 452.25㎡  |
| 壬生町大字福和田字_____ | 畑  | 479㎡     |
|                | 合計 | 5655.96㎡ |

令和3年11月26日付、園芸用土採取を目的とした、賃借権の設定による一時転用許可

今回は、令和5年11月25日まで期間延長申請

○議長  ただ今の事務局の説明に関連して、この件については去る12月15日の調査委員会において調査済みですので、第1項案件について、調査委員長の 8番 清水利通 委員 から現地調査の結果報告をお願いいたします。

● 8番 清水 利通 委員（1項案件について報告）

議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について、現地調査委員会の調査結果をご報告いたします。

現地調査については、第5条の現地調査と同じ12月15日（木）に同じメンバーで調査いたしました。

第1項案件についてご報告します。

こちらの案件については、5条の第1項と同じ案件になります。令和4年5月27日付で園芸用土採取のための一時転用許可、令和4年8月23日付で事業区域拡張の許可を受けております。理由書によると、前回許可となった採取地の周辺土地所有者から土採取事業の依頼を受けたことから事業区域の拡張申請に至ったとのことです。

以上のことから、変更の内容が転用許可基準上の問題はなく、事業計画変更承認基準にも該当しておりますので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長  ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長  1番 刀川正己 委員

● 1番 刀川 正己 委員

この案件は面積の変更ですけれども、議案第2号のものと、第3号のものを比べると、ダブっているところは、これは掘っていないところですか。

●事務局説明（齋藤主任）

5ページの東原\_\_\_\_\_は、今回議案第2号で挙げている申請になっております。

●1番 刀川 正己 委員

当初の申請の時にはこれは入っていなかったのですね。

●事務局説明（齋藤主任）

そうです。今回追加されました。

○議長 それでは採決いたします。議案第3号第1項について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●8番 清水 利通 委員（2項案件について報告）

第2項案件についてご報告します。

こちらの案件については、令和3年11月26日付で園芸用土採取のための一時転用許可を受けております。理由書によると、鹿沼土・赤玉土を計画通りに販売できなかったため、予定していた工事期間内に事業を完了することが出来ない状況であることから、1年間の期間延長申請となっております。

以上のことから、変更の内容が転用許可基準上の問題はなく、事業計画変更承認基準にも該当しておりますので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第2項について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

---

○議長 次に日程第5 議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をいたさせます。

なお、本案件には、利用権設定等の新規・賃借権と、新規・使用貸借権、一括方式による新規賃借権と、新規使用貸借権に、大橋好一委員が設定人となる事案が含まれております。農業委員会法第31条の規定により議事参与が制限されます。大橋好一委員は、当該事案の議事にあたり退席することになります。

それでは、改めまして事務局より説明をお願いします。

●事務局 記載のとおり説明〔齋藤主任〕

それでは議案書6ページからの議案第4号、「壬生町農用地利用集積計画の件について」、利用権設定等各筆明細に従いましてご説明いたします。

最初に利用権の新規、賃借権分につきまして、議案書7ページから10ページのとおり、19件、49筆、面積合計が79,804㎡となっております。

次に利用権の新規、使用借権分について、議案書11ページのとおり、5件、9筆、面積合計が9,030㎡となっております。

次に利用権の再設定、賃借権分について、議案書12ページから13ページのとおり、9件、19筆、面積合計が33,524㎡となっております。

次に利用権の再設定、使用貸借権分について、議案書14ページのとおり、1件、1筆、面積が290㎡となっております。

次に一括方式の新規、賃借権分について、議案書15ページから20ページのとおり、17件、76筆、面積合計が84,254㎡となっております。

次に一括方式の新規、使用貸借権分について、議案書21ページから24ページのとおり、10件、64筆、面積合計が70,481.96㎡となります。

次に所有権移転分について、議案書25ページから27ページにとおり、9件、42筆、面積合計が39,875㎡となっております。

以上各案件が農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございました。ただいま事務局から説明のありました「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、大橋好一委員が設定人となる事案を除き、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。



(質問意見なし)

- 議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、大橋 好一 委員が設定人となる事案を除き、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、大橋 好一 委員 が設定人となる事案を除き、原案のとおり決定いたしました。

- 議長 ここで、大橋 好一 委員に退席をお願いします。

(大橋 好一 委員 退席)

- 議長 先ほど事務局から説明のありました「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、大橋 好一 委員が設定人となる事案について、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

(質問意見なし)

- 議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、大橋 好一 委員が設定人となる事案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、大橋 好一 委員が設定人となる事案について、原案のとおり決定いたしました。

- 議長 大橋 好一 委員は、席にお戻りください。

(大橋 好一 委員 着席)

- 
- 議長 次に日程第6 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、

事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の28ページに4件がございました。

内容については、記載されているとおり、相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局専決により、書類を受理いたしました。以上でございます。

○議長 ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

---

○議長 次に、日程第7 報告第2号「農地法第4条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第4条の規定による届出の件について」は、議案書の29ページの1件がございました。

これについては、市街化区域内の農地における自己用の転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局専決により、書類を受理いたしました。以上になります。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言がないようですので、以上で報告第2号をおわります。

---

○議長 次に、日程第8 報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の30ページの3件でございます。

これらについては、市街化区域内の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

なお、第3項の届出人らの代理人として、高橋宏治委員が届出をしておりますが、協議事項ではなく、事務局長が専決し、報告事項となっておりますので、議事参与による退席は致しませんので、ご承知おきください。

以上でございます。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第3号を終わります。

---

○議長 次に「その他」についてです。  
事務局から「その他」について説明をお願いします。

●事務局 その他について説明（松本主事）

その他について

- 1 令和4年度作業料金・農業労賃に関する調査票について  
令和4年1月から12月までの1年間における調査  
調査内容に基づき添付のとおり作成した。ご意見等ありましたら、今月中に事務局へ連絡してください。

事務連絡について

- 1 農業委員会手帳について  
新しいものを配布した。今年使っているものの証明書等を差し替えて利用していただきたい。
- 2 令和5年農業用免税経由申請受付・免税証交付について  
日程、時間等は添付書類のとおり  
去年との変更点は、会場が農協から役場 大会議室に変更となった。
- 3 その他について（局長説明）  
来年の統一地方選挙関係で、農業委員の選挙に関するお手伝いの件について  
『選挙運動は、公職選挙法において、農業委員や農地利用最適化推進委員としての地位を利用して、選挙運動を行うことは禁止されている。』  
以上お含みおきください。

○議長 あとは、今年も残すところ10日くらいですが、来年1月5日の賀詞交歓会は、

案内は行っているかと思えます。賀詞交歓会は新年度、初めて顔を合わせる行事なので、全員の方に参加していただくようよろしくお願いします。

○議長 他に皆さんから何かご発言はありますか。

○議長 よろしいですか。では以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

○議長 以上をもちまして、第30回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。大変お世話になりました。

【午前10時55分閉会】

会 長 梁 島 源 智

3 番 高 橋 敏 男

4 番 大 関 孝 男